告示

○総務省告示第百六十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十三年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十三年五月六日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	平成二十三年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	二、二七五、三四四、〇〇〇円
国民新党	三九五、七一六、〇〇〇円
社会民主党	七六二、三〇四、〇〇〇円
自由民主党	一〇、一一四、六八五、〇〇〇円
新党改革	一一九、四一〇、〇〇〇円
新党日本	一三五、七四八、〇〇〇円
たちあがれ日本	一九六、五九九、〇〇〇円
民主党	一六、八二五、八八六、〇〇〇円
みんなの党	一、一一六、三〇三、〇〇〇円

○総務省告示第百七十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、東磐井郡藤沢町を廃し、その区域を一関市に編入する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年九月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年五月六日

総務大臣　片山　善博

○外務省告示第百八十一号

平成二十三年四月六日にハルツームで、カッサラ市給水緊急改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カッサラ市給水緊急改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億八千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　和田明範在スーダン大使

スーダン側　ジャラール・ユースフ・アルディゲイル国際協力大臣

平成二十三年五月六日

外務大臣　松本　剛明

○文部科学省告示第八十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月六日

文部科学大臣　高木　義明

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人島根県育英会」を「公益財団法人島根県育英会」に改める。

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百五十五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月九日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の表に定める様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

平成二十三年五月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

表中「うす赤」、「緑」、「茶」及び「うす橙」を「黒」に改める。

○厚生労働省告示第百五十六号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二条第二項の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第六十号（労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事務を定める告示等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月九日から適用する。

平成二十三年五月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一号から第三号までを次のように改める。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）に基づく保険給付の支払に関する事務であって、法第十一条の規定による未支給の保険給付（年金たる保険給付に係るものを除く。）の支払に関する事務以外のもの

二　法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支払に関する事務

三　法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業のうち労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金の支払に関する事務であって、特別支給金を受けることができる者が死亡した場合におけるその死亡した者に係る特別支給金でまだその者に支給しなかったもの（年金たる特別支給金を除く。）の支払に関する事務以外のもの

○農林水産省告示第九百一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収入額を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第二条の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第二条の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収穫量を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第二条の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第二条の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）